オンライン講演会利用規約

このオンライン講演会利用規約(以下「本規約」といいます。)は、公益社団法人日本化学会(以下「本会」といいます。)がインターネット上で開催する学術大会・講演会等の講演(以下「本講演会」といいます。)を動画配信などにより提供するサービス(以下「本サービス」といいます。)について、本サービスの利用者(以下「受講者」といいます。)と本会の間で適用される本サービスの内容及び利用条件等を定めるものです。受講者におかれましては本サービスのお申込み前に、必ず本規約をお読み頂き、これにご同意頂いた上でお申込み下さい。

記

(契約の成立)

- 第1条 受講者は、本会指定の方法により本サービスの利用契約(以下「本受講契約」といいます。)をお申込み下さい。受講者は、お申込みが完了した時点で、本規約の内容を理解し、これを遵守することに同意したものとみなされます。
 - 2 本会が所定の方法で当該申込みを承認した時点で、本規約に則った本受講契約が、 受講者と本会との間で成立するものとします。

(契約成立後の手続き及び注意事項)

- 第2条 本会は受講者に対し、本受講契約成立後、本講演会のログインID及びパスワード を発行いたします。その後、本講演会の実施前に本講演会用のアクセス先URLを メール等により通知します。(本講演会のログイン用ID・パスワード及びアクセス 先URLを総称して「専用ID等」といいます。)
 - 2 受講者は、専用 I D等を用いることによってのみ本サービスを利用することができます。
 - 3 受講者は、他人に専用ID等を使用させることはできません。また、受講者は、同一の専用ID等を使用して複数人で本講演会を視聴すること又は本講演会をプロジェクター等で映写すること等、その態様の如何を問わず、本サービスを複数人で利用することもできません。
 - 4 受講者は、専用 I D等を、他人に貸与、譲渡、売買等することはできません。本講演会開始前に受講者を変更する場合は、予め本会へお申出下さい。
 - 5 受講者は、専用 I D等を第三者に漏洩させないなど、自らの責任において適切に管理すべきものとします。受講者が申込み時に登録した氏名・メールアドレス等の情報に変更が生じた場合は、速やかに本会へお申出下さい。

(設備等の準備)

- 第3条 受講者は、本講演会に参加し本サービスを利用するために必要となる設備・環境(ソフトウェア、ブラウザ、インターネット利用契約の締結、インターネット接続サービスへの加入、インターネット回線に接続できるPC・タブレット・スマートフォンなどの端末機器、同端末機器から接続するための本会が指定するオンライン配信用アプリケーションソフト、同端末機器で使用するウェブカメラ、マイク、スピーカー等)は、すべて受講者の責任と費用負担において準備するものとします。
 - 2 本講演会に参加し本サービスを受けるに当たっての、インターネットの通信費その 他の費用は、すべて受講者の負担となります。

(本サービス)

- 第4条 本受講契約の成立により、本会又は本会が指定する者(以下「本会ら」といいます。) は受講者に対し、本サービスを有償又は無償で提供します。
 - 2 本サービスの履行の提供の態様は、本会の判断により下記各号のいずれかの方法・ 内容によるものとします。
 - (1) ライブ配信:本会ら又は講演者が撮影する本講演会を、日本化学会ウェブサイト等の本会が適宜指定するサイト(以下「本サイト」といいます。)からインターネットによりリアルタイムで受講者に配信すること
 - (2) 録画配信:本講演会に先立ち、本会らが、当該講演を事前に録音・録画し、本講演会若しくは本会が予め指定する日時、期間に、本サイトからインターネットにより 当該録音物・録画物を受講者に配信すること
 - (3) 複合配信:ライブ配信及び録画配信の併用により、本講演会を受講者に配信すること
 - (4) アーカイブ配信:本会らが、本講演会のライブ配信を Zoom その他の配信ツールを 利用して録音・録画したもの又は本項(2)に記載の録音物・録画物を、後日の適 宜な期日又は期間において、本サイト等からインターネットにより受講者に配信す ること
 - (5) 代替措置による履行の提供:下記(ア)又は(イ)の方法・内容により履行の提供をすること
 - (ア) アーカイブ配信による代替措置:何らかの事情により、本講演会のライブ配信、録画配信及び複合配信の全部又は相当部分(中断・停止が軽微な場合は除きます。本項において以下同様。)が中断・停止された場合(原因の如何、配信の有償・無償を問いません。本項において以下同様。)、本項(4)に記載のアーカイブ配信が可能なときは、当該録音物・録画物を、後日の適宜な期日又は期間において、本サイト等からインターネットにより受講者にアーカイブ配信すること
 - (イ) 講演資料の頒布・配信による代替措置:何らかの事情により、本講演会のライブ配信、録画配信及び複合配信が中断・停止された場合、本会が、講演者が事前に作成し本会に提出した予稿集・レジュメ・資料類等(以下「講演資料」といいます。)の全部又は一部を受講者に頒布・配信することが可能と判断したときは、本講演会の中断・停止の原因が本会の故意又は重過失である場合を除き、受講者に講演資料

を頒布・配信すること

(本講演会の受講)

- 第5条 本会ら又は講演者は、本サービス提供時の受講者の発言音声及び受講者肖像の画像 (以下総称して「受講者音声画像等」といいます。)について、受講者に対しマイク・ カメラのオン・オフの操作その他本講演会の受講上の注意事項を指示することがで き、当該指示のあるときは、受講者はその指示に従うものとします。また本会らは、 本講演会の目的・態様、受講者のプライバシーの権利・肖像権等に鑑み、受講者の マイク・カメラをオフにすることがあります。
 - 2 本講演会における受講者からの質問の機会の有無・質問方法等について、本会らは 受講者に対し指示することができ、当該指示あるときは、受講者はその指示に従う ものとします。

(受講料・支払方法)

- 第6条 本会が受講者に対し、本講演会による本サービスを有償で提供するときは、受講者はその対価として、本会が提供するウェブサイト等において本会が別途定める利用料金(以下「受講料」といいます。)を、本会が指定する方法により本サービス提供前の指定日時迄に、本講演会ごとにこれを支払います。また、受講料の本会銀行口座宛への振込手数料など支払いに要する費用(以下、これら費用をまとめて「返金手数料」と言います。)は受講者が負担するものとします。
 - 2 受講者が受講料の支払を遅滞したときは、受講者は本会に対し、受講料相当額とと もに年利14.6パーセントの割合による遅延損害金(日割計算・小数点以下第1位 四捨五入)を支払うものとします。

(権利の帰属と利用制限)

- 第7条 本講演会において、本会が受講者に提供した本講演会及び講演資料の著作物等、本サービスに関して受講者に提供されるコンテンツ(以下「本コンテンツ」といいます。)の著作権等の権利は、本会又は講演者その他正当な権利者に帰属し、受講者にはいかなる権利も帰属するものではありません。
 - 2 受講者は本会に対し、受講者個人の私的利用に関するものであっても、本コンテンツについて、本会の承諾なく無断で下記各号のいずれの行為も一切行わないことを確約するものとします。
 - (1) 本サービスにより提供される本コンテンツ(第4条第2項(3)に記載の録音物・ 録画物を含みます。また撮影者の如何を問いません。)の複製、上映、公衆送信・公 衆送信可能化、公衆伝達、頒布、譲渡、貸与、翻案・翻訳・二次的著作物の作成等 の各行為
 - (2) 本サービスにより提供される講演者の肖像・受講者音声画像等(スクリーンショットを含みます。)について、前号に定める各行為
 - 3 受講者は、本コンテンツの利用に関し、講演者又は本コンテンツの権利者である第

三者との間で問題を生じた場合は、受講者の責任においてこれを解決すべきものと する

(禁止事項・本サービスの提供停止)

- 第8条 前第2項に定めるほか、受講者は本会に対し、本講演会の利用について、下記各号のいずれかに該当する行為又は本会が合理的根拠により該当するおそれがあると判断するいずれの行為も一切行わないことを確約するものとします。
 - (1) 本会、講演者、受講者又は本コンテンツの権利者その他の第三者の著作権・著作者 人格権その他の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉に関する権利その 他の一切の権利又は利益を侵害する行為
 - (2) 本受講契約の申込みに際し、虚偽情報により申込み又は他人になりすまして申込みする行為
 - (3) 専用ID等を不正に取得し、使用し、本会の承諾を得ずに第三者に貸与し、譲渡し、 名義変更し、売買するなどの行為
 - (4) 他の受講者になりすまして本講演会を受講する行為
 - (5) プロジェクター等の投影装置を使用し又は同一の端末機器を利用して、本講演会を 複数の人数で受講する行為
 - (6) 本会又は本講演会の関係箇所に対し、有害なコンピュータープログラムを送信する 行為
 - (7) 本会又は本講演会の関係箇所に対し、合理的理由もなく連鎖的なメール若しくは大 量の情報等を送信し又は本会のネットワークシステム等に過度に負荷をかける行為
 - (8) 本会のネットワークシステム等への不正アクセス行為
 - (9) 本講演会の受講に関連して、受講者自身の個人情報を正当な理由もなく殊更に開示する行為又は他の受講者の情報を収集する行為
 - (10) 営業活動、政治活動、宗教活動又はこれらの行為に関連する情報提供行為
 - (11) 本会、本講演会の運営又は本サービスの提供若しくは受講者の受講を妨げる行為
 - (12) 犯罪行為、民事上の不法行為その他国内の法令に違反する行為
 - (13) 本規約に違反する行為
 - (14) 反社会的勢力への利益供与行為
 - (15) 公序良俗に反する行為
 - (16) 前各号の行為を幇助し又は教唆する行為
 - (17) 前各号の行為に準ずる行為で、本会が合理的理由により不適切と判断するその他の 行為
 - 2 受講者が、前第2項又は前項のいずれかの定めに違反し又は合理的根拠によりその 違反が疑われるときは、当該受講者への事前通知なく本受講契約は本会により解除 されたものとみなし、本会は当該受講者に対し、本講演会への受講を拒否し本サー ビスの提供を直ちに停止し、本サービスの提供を免れるものとします。またこの場 合、本会は当該受講者に受講料を返金しません。
 - 3 受講者に、前項に定めるいずれかの行為があったときは、本会は当該受講者に対し、 当該行為を中止するよう求め、当該受講者は直ちに当該行為を中止し本会の指示に

従うものとします。

4 本会は、本条第1項に定めるいずれかの行為をした当該受講者に対し、損害賠償請求することができます。

(本サービスの提供停止・中断)

- 第9条 第4条の定めにかかわらず、本会は、下記各号のいずれかの事由に該当するときは、 受講者に事前に通知することなく、下記各号の事由が解消されるまでの間、本サー ビスの提供を停止又は中断することができます。またその間、本会は受講者に対す る本サービスの提供義務及び損害賠償義務を免れるものとします。
 - (1) 本会の責めに帰すべからざる事由によりコンピュータシステムが保守点検又は更新された場合
 - (2) 本会の責めに帰すべからざる事由による事故等によりコンピュータ又はインターネット回線が停止した場合
 - (3) 地震、落雷、台風、集中豪雨、洪水、暴風、大雪、火災、停電、感染症、疫病又は テロ行為などの不可抗力により本講演会の提供が困難となった場合
 - (4) 講演者の本講演会、講演資料又は本コンテンツについて、第三者の権利に対する権 利侵害が疑われる場合
 - (5) 本講演会の講演者に研究不正その他公序良俗違反が疑われる場合
 - (6) 前各号のほか、本会の責めに帰すべからざる事由により本会が合理的理由により本サービスの提供が困難と判断する場合
 - 2 前項各号のいずれかの事由により、本会が第4条第2項各号に定めるいずれの履行 の提供方法によっても本サービスを受講者に提供することができなくなったときは、 受講者への事前通知なく本受講契約は本会により解除されたものとみなし、本会は 受講者に対する本サービスの提供を免れます。この場合、返金手数料は受講者が負 担の上、本会は受講料を全額、受講者に返金します。但し本会は受講者に対し、本 サービスの提供を免れたことについて責任を負いません。
 - 3 本条第1項各号(第4号及び第5号は除きます。)に記載のいずれかの事由により、本会が、第4条第2項第5号(イ)に記載の講演資料の頒布・配信による代替措置が可能と判断するときは、講演資料の頒布・配信により、本会の受講者に対する本サービスの提供の履行はあったものとみなされます。この場合、本会は受講者に対する未実施分又は未配信部分の本サービスの提供を免れ、受講料を受講者に返金しません。

(配信態様別の履行・対応)

- 第10条 本会及び受講者は、本会による本講演会の履行が不可能となった場合、本講演会の 規模の大小により本講演会を大規模型講演と小規模型講演に区分の上、本受講契約 及び本サービスの提供等について下記各号の定めに従います。
 - (1) 大規模型講演の場合(本会主催の春季年会・CSJ化学フェスタ等、本講演会の全体の受講者が1000名以上又は本講演会での講演数が1000件以上のものをい

います。)

- (ア) 原因の如何を問わず、本講演会の全部又は多数の講演が実施されず又は配信が不可能になった場合
- a 本会が、講演資料の頒布・配信による代替措置が可能と判断する場合

第4条第2項第5号(イ)に記載の講演資料の頒布・配信により、本会らの受講者に対する本サービスの提供の履行はあったものとみなされます。この場合、本会は受講者に対する未実施分又は未配信部分の本サービスの提供を免れ、受講料を受講者に返金しません。

b 本会が、講演資料の頒布・配信による代替措置が不可能と判断する場合

受講者への事前通知なく本受講契約は本会により解除されたものとみなされ、本会は受講者に対する本サービスの提供を免れます。ライブ配信による履行の提供ができない原因が、本会ら及び受講者双方の帰責事由によらざるときは、返金手数料は受講者が負担の上、本会は受講料を全額、受講者に返金し、本会らの帰責事由によるときは、返金手数料は本会が負担の上、本会は受講料相当額を損害金として受講者に支払い、受講者の帰責事由によるときは、受講料は返金しません。

- (イ) 原因の如何を問わず、本講演会の未実施分又は配信が不可能になった程度が社会通 念に照らし軽微にとどまる場合
 - 本会らの受講者に対する本サービスの提供の履行はあったものとみなされます。この場合、本会は受講者に対する未実施分又は未配信部分の本サービスの提供を免れ、受講料を受講者に返金しません。
- (2) 小規模型講演の場合 (講演者が1人若しくは数人又は1回の講演あたりの受講者が 概ね100人以下程度のものをいいます。)
- (ア) 本講演会のライブ配信(複合配信のライブ配信を含みます。以下同様)による履行が不可能となり、当該ライブ配信を録音・録画したものがある場合ライブ配信が不可能だった原因の如何を問わず、本会は、ライブ配信を録音・録画したものを、後日の適宜な期日又は期間において、本サイト等からインターネットにより受講者にアーカイブ配信します。これにより、本会らの受講者に対する本サービスの提供の履行はあったものとみなされます。またこの場合、本会は受講者に対する未実施分又は未配信部分の本サービスの提供を免れ、受講料を受講者に返金しません。
- (イ) 本講演会のライブ配信による履行が不可能となり、当該ライブ配信を録音・録画したものがない場合
- a 本会が、講演資料の頒布・配信による代替措置が可能と判断する場合

第4条第2項第5号(イ)に記載の講演資料の頒布・配信により、本会らの受講者に対する本サービスの提供の履行はあったものとみなされます。この場合、本会は受講者に対する未実施分又は未配信部分の本サービスの提供を免れ、受講料を受講者に返金しません。

b 本会が、講演資料の頒布・配信による代替措置が不可能と判断する場合 ライブ配信が不可能だった原因の如何を問わず、受講者への事前通知なく本受講契 約は本会により解除されたものとみなされ、本会は受講者に対する本サービスの提供を免れます。その上で、ライブ配信による履行の提供ができない原因が、本会及び受講者双方の帰責事由によらざるときは、返金手数料は受講者が負担の上、本会は受講料を全額、受講者に返金し、本会の帰責事由によるときは、返金手数料は本会が負担の上、本会は受講料相当額を損害金として受講者に支払い、受講者の帰責事由によるときは、受講料は返金しません。但し、本会が受講者に返還する受講料又は支払う受講料は返金しません。但し、本会が受講者に返還する受講料又は支払う受講料相当損害金は、ライブ配信ができなくなった範囲を上限とします。(例えば本講演会が講演者2名による2講演で構成されるところ1名の講演のライブ配信だけができなくなった場合は受講料の半額とするなど。)

- (ウ) 本講演会の録画配信(複合配信の録画配信を含みます。以下同様)による履行が不可能となった場合(未実施分又は配信が不可能になった程度が社会通念に照らし軽微にとどまる場合は除きます。)
 - 本会は、再度、後日の適宜な期日又は期間において、本サイト等からインターネットにより受講者にアーカイブ配信します。これにより、本会らの受講者に対する本サービスの提供の履行はあったものとみなされます。またこの場合、本会は受講者に対する未実施分又は未配信部分の本サービスの提供を免れ、受講料を受講者に返金しません。
- (エ) 原因の如何を問わず、本講演会の未実施分又は配信が不可能になった程度が社会通 念に照らし軽微にとどまる場合 本会らの受講者に対する本サービスの提供の履行はあったものとみなされます。こ の場合、本会は受講者に対する未実施分又は未配信部分の本サービスの提供を免れ、 受講料を受講者に返金しません。
 - 2 本会による本講演会の履行が不可能となったときの個別の講演については、本講演会の規模の大小にかかわらず、当該講演を録音・録画したものがあって、本会の判断により受講者にアーカイブ配信することが可能な場合は、その実施方法を適切な方法により受講者に告知します。

(キャンセル)

- 第11条 本会らによる本サービス提供以前に、本会及び受講者双方の帰責事由によらざるとき又は本会の帰責事由により本サービスの提供を受けることができないことが明らかな場合を除き、受講者は自己都合等の事由により本受講契約を解約(以下「キャンセル」といいます。)することはできません。
 - 2 前項の定めにかかわらず、受講者が本会に対して本受講契約をキャンセルするとの 意思表示をした場合においても、本会は受講料を返還しません。但し、受講者から 講演資料の提供の要求あるときは、本会が定める任意の方法により、また当該提供 について実費が発生するときはその実費は当該受講生が負担の上、本会は当該受講 者に対し、その講演資料を提供します。

(免責事由)

- 第12条 本会は、本講演会の受講により、受講者の端末機器の故障その他本会らに帰責事由 なく受講者が被った損害については損害賠償義務を負いません。
 - 2 本会は、本講演会、講演資料、本コンテンツ、その他本サービスにより提供される 情報の完全性、正確性、確実性、有用性等について保証するものではなく、受講者 が当該情報の利用に伴い何らかの損害若しくは不利益が生じたとしても、本会は責 任を負いません。
 - 3 受講者の帰責事由ある原因により本サービスが受領できないときは、本会は本サービスの提供義務を免れます。またこれにより、当該受講者が何らかの損害若しくは不利益を生じたとしても、本会は責任を負いません。

(損害賠償)

第13条 受講者は、本規約又は法令に違反したことにより講演者、受講者又はその他の第三者に対し損害を及ぼしたときは、損害賠償責任を負います。

(個人情報の取扱い)

第14条 本会は、本講演会に関する受講者情報の取扱いについては、下記ウェブサイト「日本化学会プライバシーポリシー」の定めに従います。

https://www.chemistry.or.jp/privacy/index.html

(準拠法・裁判管轄)

- 第15条 本受講契約及び本規約の解釈並びにこれらに関する紛争等については、すべて日本 国の法令のみを準拠法とします。
 - 2 本会及び受講者は、本受講契約及び本規約に関する訴訟については、東京地方裁判 所本庁を唯一の専属的合意管轄裁判所とします。

(規約の変更)

- 第16条 本規約は、受講者への事前の承諾を得ることなく本規約を変更することができます。
 - 2 前項の定めにより本規約の変更を行ったときは、事前に周知期間を設けた上で、変 更後の新規約の内容を本会ウェブサイト上に掲示する等、適切な方法により受講者 に告知します。本規約の変更後、受講者が本受講契約への申込みをした時点におい て、受講者は当該新規約に同意したものとみなされます。

(信義誠実)

第17条 本規約に定めのない事項又は疑義については、日本国の法令によるほか、本会と受講者間で誠意をもって協議し解決するものとします。

附則

本規約は2021年6月10日から施行します。

(2021年6月10日 公益社団法人日本化学会 会務部門長 制定)

(2023年1月30日 公益社団法人日本化学会 会務部門長 改定)